◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１９０号(H25. 3. 29)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（３月２２日～３月２８日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）貸切バスが自転車と衝突した事故
（４）タクシーと自転車が衝突した事故
（５）トラックが貸切バスに追突した事故
（６）大型ダンプと軽乗用車が衝突した事故
（７）タンクローリーが転落、危険物が漏えいした事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について
４．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
５．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
６．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）

◇◇◇

（３）貸切バスが自転車と衝突した事故
３月２４日（日）午後５時５０分頃、栃木県において、神奈川県に営業所を置く貸切バスが乗客を乗せて運行中、自転車乗りを撥ねた。
この事故により、当該自転車乗りが死亡した。
事故現場は片側３車線であり、事故当時、当該貸切バスが第三通行帯を走行中、同方向に通行中の自転車乗りが、突然斜めに横断をしてきたため、当該貸切バスの左前部バンパーに当該自転車が衝突し、転倒した模様。

（４）タクシーと自転車が衝突した事故
３月２４日（日）午後５時１０分頃、東京都において、都内に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、自転車と衝突した。
この事故により、当該自転車乗りが死亡した。
事故当時、当該タクシーが時速３０キロほどで交差点を運行中、当該自転車が当該タクシーから見て、右方向より一時停止を無視して当該交差点に進入し、接触した模様。

（５）トラックが貸切バスに追突した事故
３月２２日（水）午前４時５５分頃、長野県の高速道路において、大阪府に営業所を置くトラックＡが運行中、貸切バスに追突し、当該貸切バスが、そのはずみで左に停車していたトラックＢ及びトラックＣの２台に衝突し、さらに前方に駐車していたトラックＤの後面にぶつかり、停車した。
また、トラックＣは、当該貸切バスに右後から右側面に衝突されたはずみで、前方に停車していたトラックＥの右前に衝突した。
この事故により、トラックＡの運転者が死亡、当該貸切バスの乗客のうち1名が重傷、２４名が軽傷、乗務員は２名が軽傷、トラックＤ及びＥの運転者の２名が軽傷を負った。
事故当時、トラックＡは、サービスエリア内への引き込み道路上で低速で走行していた乗用車を避けようとしたが避けきれず、乗用車の左側をこすりながら走行し、そのまま前方の当該貸切バスに追突した模様。

（６）大型ダンプと軽乗用車が衝突した事故
３月２３日（土）午後２時５０分頃、岩手県において、同県に営業所を置く大型ダンプが走行中、軽乗用車と正面衝突した。
この事故により、当該軽乗用車の運転者と後部座席の１名が死亡、助手席の１名が軽傷、大型ダンプの運転者が軽傷を負った。
事故現場は、当該軽乗用車から見て、下り坂の急カーブで、事故当時、当該軽乗用車は下り坂を走行中、何らかの理由によりセンターラインをはみ出し、上り坂を走行中の大型ダンプと正面衝突した模様。

（６）トラックがキャンピング車に衝突した事故
３月２５日（月）午前１時４５分頃、長野県の高速道路において、埼玉県に営業所を置く大型トラックが故障で停止していたキャンピング車に追突し、そのはずみでキャンピング車は追越し車線側にはじき飛ばされ中央分離帯で止まったところに、福岡県に営業所を置く中型トラックが大型トラックとの追突を避けようと走行車線から追越し車線側に進路変更したところ、中央分離帯で止まっていたキャンピング車に追突した。
この事故によりキャンピング車の乗員２名が死亡した。
なお、どちらのトラックの衝突により死亡したかについては、現在、調査中。

（７）タンクローリーが転落、危険物が漏えいした事故
３月２７日（水）午前１０時２０分頃、千葉県において、同県に営業所を置くタンクローリーが塩酸約８５００リットルを積んで走行中、道路脇の水田に転落した。
この事故による負傷者はなし。
事故当時、当該タンクローリーの運転者は、対向車の大型車とすれ違うため、ハンドルを左に切ったところ、道路左側にある水田に転落し、塩酸数リットルが流出した模様。
なお、当該タンクローリーをクレーン車で引き上げ作業に当たっていた男性が、臭気を吸い込んで体調を崩し病院へ搬送された模様。

◇◇◇

・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
◇◇◇

◇◇◇

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html）

2. 旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化

→ 省令・告示の公布（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000008.html）

3.「高速バス表示ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000009.html）

4.「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html）

5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

→ 省令の公布（http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf）

6.「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置

→ 通報窓口の設置（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html）

○「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」（7 月 18 日公表）

→ 関係通達の改正
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html）

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」（7 月 18 日公表）

→ 利用者向け安全情報の提供
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html）

○「夜間・長距離運行する貸切バスの後退運転者の配置基準の策定について」
（11月26日公表）

→ 関係通達の改正
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html）

◇◇◇

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆